

常総市立大花羽小学校 いじめ防止基本方針（概要）

いじめとは 「いじめ防止対策基本法」第2条

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。



いじめ防止への基本認識

- ①いじめはどの児童にも、どこの学校においても起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人に気づかれにくい所で行われることが多く、発見されにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるといった認識は間違いである。
- ⑤いじめはその行為の様態により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規にも抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭での教育の在り方に大きく関わっている。
- ⑧いじめは、学校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、互いに結び合って取り組むべき問題である。

いじめを許さない学校 （未然防止）

- 1 児童の実態を把握する
- 2 互いに認め合い、支え合い、助け合える人間関係づくりを進める
- 3 人権尊重の精神や思いやりの心を育む
- 4 保護者や地域の方への働きかけ

大花羽小学校の目指す児童像

- 自ら学ぶ子
- 心豊かな子
- たくましい子

それっていじめ？ （早期発見）

- ◎職員による校内巡視
- ◎連絡ノートを活用した情報交換
- ◎いじめアンケートの実施（月1回）

いじめが起きたら・・・ （早期対応）

- ◎複数の教員で対応します。
- ◎正確な実態を把握します。
- ◎関係機関との連携を図ります。
- ◎丁寧な指導をします。

いじめを受けた児童を守ります

相談体制

- ◆大花羽小学校 ☎0297(24)7345
（担任・生徒指導主事・養護教諭等）
- ◆いじめ・体罰解消サポートセンター
☎0296(22)7830【県西教育事務所】